

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和4年3月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100518 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100088 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 8 月 15 日の標準賞与額を 3 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 29 年 8 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 8 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 8 月

年金事務所からの連絡により、A 社における請求期間の賞与記録が、保険給付の計算の基礎とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当記録) となっていることを知った。請求期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された「29 年 8 月支給分賞与明細書」 (以下、「賞与明細書」という。) 及び A 社から提出された「29 年賃金台帳 (その 2)」 (以下、「賃金台帳」という。) により、請求者は請求期間において同社から 30 万円の賞与を支給され、標準賞与額 3 万 3,000 円に見合う厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、3 万 3,000 円とすることが必要である。

また、請求期間の賞与支給日については、賃金台帳において確認できる支給日から、平成 29

年8月15日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年8月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年10月9日付で年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年8月15日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100546 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100089 号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和52年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和52年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

昭和52年4月1日に、出向先のA社から出向元のC社(現在は、D社)に復帰したが、同年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。この期間は継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

D社の回答、雇用保険の加入記録及びE健康保険組合の陳述から、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務(昭和52年4月1日にA社からC社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和52年2月の厚生年金保険の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和52年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100217 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100086 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年10月1日から平成31年4月1日までの期間の標準報酬月額  
額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年10月1日から平成31年4月1日まで

A社における未払時間外手当の支給を求めて労働審判を申し立てたが、令和2年6月19日  
付けで当事者間で合意した。当該合意に基づき、A社から、遡って請求期間に係る未払時間外  
手当の支払いを受けたため、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社に勤務していた期間のうち、平成29年10月勤務分から令和元年7月勤務分  
までの未払時間外手当の支払いを同社から受けたため、請求期間に係る年金記録は標準報酬月  
額(38万円)より高くなるはずである旨主張している。

しかしながら、A社の事業主は、請求者の請求期間に係る未払時間外手当から厚生年金保険  
料を控除していない上、オンライン記録から確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額38  
万円を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

また、請求者においても、A社から支払われた請求期間の未払時間外手当から、当該期間に  
係る厚生年金保険料は控除されていない上、給与明細書に記載されている厚生年金保険料(標  
準報酬月額38万円に見合う保険料)以上の保険料は控除されていない旨陳述している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特  
例法」という。)に基づき行われる標準報酬月額の記録訂正については、請求者が事業主によ  
り給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えない範囲で認定するこ  
ととなる。

したがって、上述の事業主及び請求者の陳述並びに請求者から提出された給与明細書により、  
請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は38万円であり、オン  
ライン記録における保険給付の対象となる標準報酬月額(38万円)と一致することから、厚生  
年金特例法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100502 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100085 号

## 第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月 26 日から同年 8 月 17 日まで  
② 昭和 57 年 9 月 10 日から同年 12 月 8 日まで  
③ 昭和 58 年 1 月 10 日から同年 3 月 11 日まで

病休補充のための講師として昭和 57 年 5 月 26 日から同年 8 月 17 日まではB小学校 (現在は、C小学校)、同年 9 月 10 日から同年 12 月 8 日まではD小学校、昭和 58 年 1 月 10 日から同年 3 月 11 日まではE小学校に勤務していた。請求期間前のF小学校に勤務していた昭和 56 年 4 月 1 日からの 1 年間についてはA事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間になっているにもかかわらず、上記の期間には厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない。厚生年金保険については、A事業所において加入していたはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された履歴書及びA事業所から提出された職歴証明書により、請求者が、請求期間①はB小学校に、請求期間②はD小学校に、請求期間③はE小学校に講師として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は、請求期間①、②及び③について、当時の請求者の厚生年金保険に係る取扱い及び請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは、当時の資料が保管されていないため不明である旨回答しているほか、各小学校へもそれぞれ照会したが、A事業所と同様に、請求者の厚生年金保険の取扱いについて全ての小学校が不明である旨回答している。

また、A事業所の請求期間①、②及び③における健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、整理番号に欠番がない上、請求者の氏名は見当たらない。

このほか、請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②及び③における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100519 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100087 号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、平成 10 年 5 月 1 日から契約期間 6 か月の条件で非常勤職員としてA社に勤務していた。年金記録では厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が同年 10 月 31 日と記録されているが、皆、一律に 6 か月目の月末が契約期限であり、私もそのように思っていたので納得がいかない。調査の上、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者のA社における離職年月日は平成 10 年 10 月 30 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(事業所に使用されなくなった日の翌日)と符合している。

また、請求期間当時の同僚の一人は、契約期間は月単位だったはずなので請求者の退職日は同年 10 月 31 日である旨回答しているところ、その他の複数の同僚は、自身の退職日が月末の前日であった旨回答しており、そのうちの一人は、最後の月は厚生年金保険料を支払わず、その分給料として受け取っていた旨回答している。

さらに、事業主は、請求期間当時の資料は廃棄済みであり、請求者の勤務、厚生年金保険の届出、保険料の納付、保険料控除等の全てについて確認することができない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はなく、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。